

委 託 契 約 書

新潟県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）
とは、令和8年度LPガス高騰対策緊急支援事業補助金事務局業務について、次の条
項により委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを
受託する。

- (1) 業務の名称 令和8年度LPガス高騰対策緊急支援事業補助金事務局業務
- (2) 業務の内容 別紙仕様書のとおり

（実施の方法）

第2条 乙は、業務をこの契約及び仕様書に基づき誠実に実施しなければならない。

（委託期間）

第3条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、契約締結日から令和8年
8月31日までとする。

（委託料）

第4条 業務の委託料（以下「委託料」という。）は、次のとおりとする。
金_____円（消費税及び地方消費税を含む。）

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金として委託料の100分の10に相当
する金額以上の金額を甲に納付しなければならない。ただし、新潟県財務規則（昭
和57年新潟県規則第10号）第44条第1号、第2号又第6号のいずれかに該当する
場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

- 2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 3 甲は、乙が契約保証金を納付したときは、保管証書を乙に交付するものとする。
- 4 契約保証金は、第21条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないもの
とする。
- 5 甲は、乙がこの契約の定める義務を履行したときは、契約保証金を乙の請求によ
り遅滞なく乙に還付するものとする。
- 6 乙は、前項の定めにより契約保証金の還付を請求するときは、第3項の定めによ
り交付を受けた保管証書を甲に返さなければならない。
- 7 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行せず、催告後2週間以内にその履行がな
されないときは、契約保証金を甲に帰属させることができる。

（再委託の制限）

第6条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面

による承認を受けたときは、この限りではない。

(権利の譲渡等の制限)

第7条 乙は、第三者にこの契約に定める権利を譲渡し、又はこの契約に定める義務を引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(特許権等の使用)

第8条 乙は、業務の実施に当たり特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(業務の変更、中止等)

第9条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、委託期間を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して定める。

2 前項の場合において、委託料の額を変更する必要があるときは、当該変更額は別に協議する。

3 第1項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、甲は必要な費用を負担しなければならない。この場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲と乙が協議して定める。

(著作権等)

第10条 仕様書に基づき遅滞なく業務の成果に関する報告書(以下「実績報告書」という。)、その他これに類するものの著作権は、乙又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権及び汎用的な利用が可能なプログラムの著作権を除き、甲に帰属するものとし、乙は、成果報告書、その他これに類するものについて、著作者人格権を行使しないものとする。

2 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物を使用、複製又は内容の変更をする場合に、その全部又は一部において著作権者の同意等が必要な場合には、それを甲に報告するものとする。

(実地調査等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

2 乙は業務の実施に関し、甲と協議の上、遂行するものとする。

(事故報告)

第12条 乙は、業務の遂行に関連して事故等を生じた場合は、直ちに甲に事故等の状況を報告しなければならない。

(緊急時の対応)

第13条 乙は業務の遂行に関連して緊急事態が発生した場合には、直ちに甲その他関係先に通報するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 甲は、業務の遂行に関連して緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し必要

な措置を講ずるよう指示することができるものとする。

- 3 乙は、前2項に規定する措置を講じた場合には、その顛末について、直ちに甲に報告するものとする。

(損害の負担)

第14条 業務の実施について生じた損害は、乙の責めに帰すべき事由による場合は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

- 2 甲は、不可抗力その他甲の責めに帰することができない事由により生じた乙の損害に対し、その責めを負わないものとする。
- 3 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。
- 4 業務の遂行に当たり、不可抗力その他甲と乙のいずれの責めにも帰することができない事由により第三者が損害を被った場合は、その損害の賠償について、甲と乙は誠意をもって協議する。

(実績報告書の提出)

第15条 乙は、業務を完了したときは、実績報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、実績報告書を受領したときは、業務の成果について検査を行うものとする。
- 3 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前2項の定めを準用する。
- 4 第1項(前項後段において準用する場合を含む。)の検査(以下「検査」という。)及び前項の補正に要する経費は、全て乙の負担とする。

(委託料の精算)

第16条 乙は、前条の実績報告書の提出に合わせて、委託料の精算を行わなければならない。

- 2 前項の精算の結果、精算額が委託料を下回った場合は、精算額をもって委託料の額とする。

(委託料の支払)

第17条 乙は、業務の成果が第15条の検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(前金払)

第18条 甲は、第4条第1項第1号の委託料を前払いできるものとし、乙の請求に基づいて、その請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

- 2 乙は、第4条第1項第2号の委託料について、甲が前金払をすることが適当と認めたときは、甲の指示する手続に従って当該委託料の10分の8を超えない額の前払金を請求することができる。

- 3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に乙に前払金を支払わなければならない。
- 4 乙は、第 16 条第 1 項の精算の結果、甲が前金払をした委託料に残額が生じたときは、これを甲に返還しなければならない。

(契約の解除)

第 19 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。
 - (2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- 2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

第 20 条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(損害賠償)

第 21 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第 22 条 乙は、委託事業を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、本契約が終了した後においても、同様とする。

(費用の負担)

第 23 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(個人情報の保護)

第 24 条 乙は、この契約による業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記 1 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第 25 条 乙は、この契約によるネットワーク、情報システム及び情報資産に関する業務を実施するに当たり、別記 2 「情報セキュリティ関連業務特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義等の決定)

第 26 条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 1 日

新潟市中央区新光町 4 番地 1
甲 新潟県
新潟県知事 花 角 英 世 印

乙
印